

柳井地域広域水道企業団水道料金システム統合業務
公募型プロポーザル応募要項

1. 目的

この要項は、「柳井地域広域水道企業団水道料金システム統合業務」を委託する者を選定するための公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

2. 業務の概要

- ① 業務名 柳井地域広域水道企業団水道料金システム統合業務
- ② 業務内容 別紙「柳井地域広域水道企業団水道料金システム統合業務仕様書」のとおり
- ③ 履行期間 システム設計・開発期間：契約締結日から令和10年3月31日まで
- ④ 仮稼働期間 令和10年1月4日から令和10年3月31日まで
(ア) 仮稼働期間の運用保守は事業者の負担とする
(イ) 令和10年1月から新システム利用を開始する
- ⑤ 本稼働期間 令和10年4月1日から令和15年3月31日まで
本稼働期間中は、システム運用保守業務（5年間長期継続契約）を予定
- ⑥ 契約方法 本プロポーザルに基づく随意契約

3. 上限提案価格

- ① 柳井地域広域水道企業団水道料金システム統合業務
金89,754,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
令和8年度及び令和9年度を予定
- ② システム運用保守業務
金30,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
令和10年度～令和14年度（60ヵ月総額・システム稼働開始後毎月払い）

4. 実施スケジュール

令和8年3月2日(月)	プロポーザル公告
令和8年3月23日(月)	参加表明書提出締め切り
令和8年3月30日(月)	書類資格審査結果通知
令和8年3月30日(月)	質問書提出締め切り
令和8年4月10日(金)	質問回答期限
令和8年4月24日(金)	企画提案書提出締め切り
令和8年5月13日(水)	ヒアリング等実施日
令和8年5月20日(水)	選定結果通知

5. 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者でないこと。
- ② 柳井地域広域水道企業団の建設工事等入札参加資格審査申請要領（令和7年度・令和8年度）に基づく資格審査において、物品（薬品）の製造・販売業、業務委託等について競争入札有資格者名簿に登載されている者であること。
- ③ この手続きの開始の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても柳井地域広域水道企業団建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- ④ 複数の水道事業・下水道事業において上下水道料金システム稼働実績があること。なお、複数団体の水道事業の統合又は水道事業広域化による企業団移行に関連する水道料金システム構築・運用実績があることが望ましい。
- ⑤ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証又はプライバシーマークを取得していること。

6. 応募要項等の交付

応募要項はこの公告の日から令和8年4月24日（金）までの間、企業団ウェブサイトに掲載する。

（URL <https://yanaikousui.jp>）

仕様書はこの公告の日から令和8年3月23日（月）までの間、柳井地域広域水道企業団総務課において交付する。

7. 参加申込手続

① 提出書類

（ア）「参加表明書」（様式第1号）

（イ）「会社概要・参加資格要件等確認書」（様式第2号）

（ウ）「水道料金システム稼働・構築実績調書」（様式第3号）

① 令和8年4月時点で仮稼働中のものも含む。

② 令和5年3月以前に提案システムの利用を停止している団体については記載しないこと。

（エ）「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証又はプライバシーマークの取得状況を証する書類の写し」

② 提出部数

各1部

③ 提出方法

持参、郵送又は電子メール送信

（郵送又は電子メール送信の場合は事前に電話にて連絡すること）

④ 提出場所

柳井地域広域水道企業団総務課

⑤ 提出期限

令和8年3月23日(月)午後5時まで

8. 参加資格審査

「7. 参加申込手続」に示した提出書類により参加資格の審査を行う。審査結果については、令和8年3月30日(月)までに書面により通知する。

9. 質問及び回答

- ① 質問事項は、質問書(様式第4号)に内容を簡潔にまとめて記載し、令和8年3月30日(月)午後5時までに電子メールにて送付すること。
- ② 回答は、令和8年4月10日(金)午後5時までに参加表明書提出者全員(ただし、参加表明書の提出前に受け付けた質問にあつては質問者に限る。)に電子メールにて送付する。

10. 企画提案書の提出手続

① 提出書類

「11. 提出書類」のとおり

② 提出部数

各8部

※左側2箇所ホッチキス留め。パンフレット等ホッチキス留めできないものは別にし、各8部提出

③ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は事前に電話にて連絡すること)

ただし、データ提出物については外部記憶媒体又は電子メール送信

④ 提出場所

提出場所	所在地	部数
柳井地域広域水道企業 団総務課	〒742-0031 山口県柳井市南町1-10-2 柳井市役所本館2階	8
電子メールアドレス	soumu-yk@yanaikousui.jp	

⑤ 提出期限

令和8年4月24日(金)午後5時まで

11. 提出書類

① 企画提案書

(ア) 企画提案書表紙(様式第5号)

(イ) 柳井地域広域水道企業団水道料金システム機能要求仕様書(仕様書別記)

- (1) 「必須機能」は必ず満たすこと。「重要機能」を満たす場合は追加点の対象となる。
- (2) 対応可否欄は、カスタマイズの有無によらず、対応が可能な場合に「○」、対応できない場合に「×」とすること。
- (3) カスタマイズにより「○」とした場合、その費用は見積書に項目として挙げ、見積書

に必ず含めること。

(4) 「×」とした要件について、代替案で対応ができる場合は別途提示すること。なお、代替案として「職員によるCSVデータの加工」等、企業団職員の作業が必要な案は認めない。

(5) 用紙の印刷と併せエクセルデータを提出すること。

(ウ) 企画提案書（A4版縦横自由，A3折込可）

・様式は自由とするが、具体的かつ簡素に記述すること。

・IT用語等は説明を付するなど、専門的知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現とすること。

・記載する内容は全て本業務における実施義務事項として事業者が提示し、かつ提案費用内で契約するものであること。

・記載事項は次のとおりとする。

<企画提案書記載内容>

記述項目	主な記述内容
提案の趣旨	本業務に係る背景や目的に適う提案であることを示すこと。
導入スケジュールおよび実施体制	構築に関する実施体制図を記載すること。 作業工程における事業者と本企業団の役割分担及び作業内容を具体的に記載すること。作業スケジュールは工程ごとに分かりやすく記載すること。 提案する企業名と実際の作業を行う企業名が異なる場合は必ずそれが分かるように記載すること。
導入稼働実績	複数団体の水道事業の統合又は水道事業広域化による企業団移行を主とした導入実績の紹介。過去導入した際の課題、懸念事項。 本稼働後、他団体にて発生した問題点を踏まえ、提案する内容・課題解決能力が優れていると思われるアピールポイントがあれば示すこと。
システム基盤の要件	提案するパッケージ名、基本性能、概要などを記載すること。 仕様書に示す基本要件、セキュリティ要件、動作環境要件を満たしていることを示すこと。 これらの点について提案するシステムが優れていると思われるアピールポイントがあれば示すこと。
データ移行に対する取組	既存システム導入業者との調整能力、他社システムからのデータ移行の実績、過去導入事例からデータクレンジングの事例・手法、職員へのアドバイス・サポート方針など、アピールポイントがあれば示すこと。

新システムの動作テスト・操作研修に対する取組	動作テスト・操作研修の体制について記載すること。これらについてアピールポイントがあれば示すこと。
運用保守業務に対する取組	運用、連絡体制、保守の範囲、障害対応方針、ネットワーク障害やシステム障害が発生した場合の対応等を具体的に記載すること。 システム導入後におけるサポート体制と内容を具体的に記載すること。 法改正やバージョンアップ方針などを記載すること。 提案する企業名と実際の作業を行う企業名が異なる場合は必ずそれが分かるように記載すること。
過去制度改正の費用発生有無	過去に発生した以下制度改正に対し、どのようにサポートを行ったか、また保守料以外で費用が発生した場合はその概算を記載すること。 (1) 2019年5月 平成から令和への改元 (2) 2019年10月 消費税率改正及び軽減税率、適格請求書への対応 (3) 2023年1月 インボイス制度への対応
その他有効な提案	水道料金システムの統合及び今後の運用保守にあたって事業者の判断で必要又は有効と思われる事項があれば提案すること。
帳票類のサンプル	システムから出力される伝票・帳票等のサンプルを添付すること。

② 見積書

(ア) 見積書については、消費税及び地方消費税の額を含むこと。

(イ) 見積金額の算出にあたっては、仮稼働期間の運用保守費用を含めたシステム導入・構築にかかる全ての費用と本稼働後5年間のシステム使用料・保守費用を分けて記載すること。

(様式第6号・様式第6号内訳を使用。) なお、5年間のシステム運用保守費用は、1年ごとに金額を表示すること。

(ウ) 本稼働後5年間のシステム運用保守費用はいかなる理由をもっても変わらないものとし、為替レート変動等を考慮した金額を記載すること。

(エ) 見積金額は上限提案価格を超えないこと。

(オ) カスタマイズ及び代替案の費用について、見積額に含めること。(見積書には、カスタマイズ・代替案の費用が分かるよう区分すること。)

※システム選定後、再度見積もりを依頼することがある。

(カ) 新システムの引継ぎに係る費用が別途生じる場合は、審査選考の参考とするので、当該費用に係る見積書も併せて提出すること。

12. プレゼンテーションの実施

- ① 対象者
「10. 企画提案書の提出手続」により提案書を提出した者
- ② 日時
令和8年5月13日(水) 予定
※対象者数が決定次第、日時を調整した上で別途連絡
- ③ 場所
柳井地域広域水道企業団 日積浄水場 2階大会議室
- ④ 実施方法
(ア) 審査時間は45分程度(提案説明20分、デモンストレーション15分、質疑応答10分)とする。(機器等の準備時間は含まない。)
(イ) 出席人数は1対象者あたり4人以内。原則として責任者と主担当者は出席すること。
(ウ) プロジェクター及びスクリーンは柳井地域広域水道企業団において準備するが、コンピューター等は提案者が用意すること。
(エ) プレゼンテーション当日に資料を追加することは認めない。

13. 審査選考

- ① 最優秀提案者の決定
柳井地域広域水道企業団水道料金システム統合業務審査委員会において書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を次項の審査基準に基づき実施し、全審査委員の合計評価点数が合計配点数の6割以上の者で、合計評価点数が最も高く、最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を、最優秀提案者として決定する。
- ② 審査基準
柳井地域広域水道企業団水道料金システム統合業務審査基準(別紙)に掲げる項目
(ア) 全体計画及び実績に係る評価
(イ) システム基盤の要件に係る評価
(ウ) 機能要求仕様書に係る評価
(エ) 附帯要件に係る評価
(オ) 価格に係る評価
- ③ 審査結果
審査の結果については、令和8年5月20日(水)までに文書により通知する。

14. 契約の事務手続等

- ① 契約の締結
原則として、最優秀提案者として決定された者と提案書及び仕様書等の内容を確認し契約締結の協議を行う。当該協議が調ったときは、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定による随意契約を行う。当該協議が不調のときは、全審査委員の合計評価点数が合計配点数の6割以上の者で、合計評価点数が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

- ② 契約保証金
契約保証金は免除する。
- ③ 委託料の支払
 - (ア) 令和8年度
令和8年度の出来高に応じて、別に定める年度終了実績報告書に基づき確認を行い、正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う。
 - (イ) 令和9年度
業務が終了した後に、別に定める委託業務完了報告書に基づき確認を行い、正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う。

15. 留意事項

- ① 本業務に関する公募型プロポーザルに参加を希望する者で「5. 参加資格」②の資格を有していない者は、令和8年3月23日(月)午後5時までに柳井地域広域水道企業団総務課に資格審査の申請書を提出すること。
- ② この手続に参加した者が柳井地域広域水道企業団建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- ③ 参加表明書、提案書の作成及びプレゼンテーション参加に要する経費は参加者の負担とする。
- ④ 提案内容は、仕様書等の内容を踏まえ、実施可能なものとする。
- ⑤ 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となること。
 - (ア) 提案書を提出期限後に提出した場合
 - (イ) 提案書に虚偽の内容を記載した場合
 - (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - (エ) 本応募要項に違反すると認められる場合
 - (オ) その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- ⑥ 参加者は、複数の提案書を提出することはできないこと。
- ⑦ 提出期限後の提案書の変更、差替え、若しくは再提出は認めないこと。なお、採用の有無に関わらず、提案書は返却しないものとする。
- ⑧ 参加表明書提出後、辞退する場合は、プロポーザル辞退届(様式第7号)により柳井地域広域水道企業団に持参、郵送又は電子メールにより提出すること。(郵送又は電子メール送信の場合は事前に電話にて連絡すること。)

16. 事務局(参加表明書、提案書等の提出先)

柳井地域広域水道企業団総務課

〒742-0031 山口県柳井市南町1-10-2 柳井市役所本館2階

電話0820-25-0255、電子メールsoumu-yk@yanaikousui.jp